

ぬくもりとふれあいの ある生活をめざして



豊田市では、介護保険サービスとは異なる独自の安心・支援サービスを実施しています。サービスによっては要介護認定を受けていない方でもご利用いただけますので、ぜひ一度ご確認ください。

家族介護支援

担当窓口 高齢福祉課 TEL 34-6984

●徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度



行方不明になる可能性のある人の情報（氏名、住所、特徴、写真等）を事前にご登録いただき、地域包括支援センター等による見守りや、徘徊時の検索活動に活用する制度です。

条件等 65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能性のある人

●認知症高齢者等個人賠償責任保険事業



認知症高齢者等が、事故で第三者に損害を負わせてしまうなどして損害賠償責任を負った場合に、これを補償する保険に市が加入します。

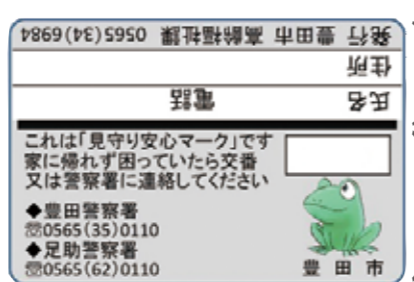
- 条件等** 徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の利用者で、歩行可能で行方不明になる可能性のある人 ※他に同様の保険に加入している人は対象外
- 自己負担金** なし
- 補償限度額** 1億円
- 加入方法** 徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度登録時に加入の意向確認を行います。

●見守り安心マーク（かえるマーク）



行方不明になる可能性のある人の連絡先を書いて本人の衣服にアイロンで貼れる反射素材の名札シールを配布しています。

条件等 65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能性のある人（年間10枚まで）



折り返して衣服の中に貼る部分
油性ペンを使用して、名前等を記入できます。
衣服の表に見える部分
徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の登録番号で、警察署・消防署に保護された際に身元確認ができるしくみです。

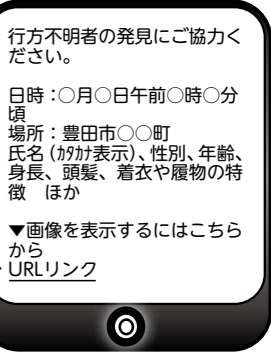
※デザインや仕様は変更する場合があります。

●かえるメールとよた



行方不明になった高齢者の情報（顔写真・服装・特徴等）を、ご登録いただいている人の携帯電話、スマートフォン、パソコンにメールで一斉配信し、早期発見につなげるサービスです。

*配信イメージ



利用方法 高齢者等が行方不明になった際に、ご家族が警察で行方不明者届を提出した後、市への情報提供書を記載・提出（警察から市へFAX）
※徘徊高齢者・障がい者等事前登録者は、110番通報後、警察への行方不明者届提出前から利用可能

●徘徊者搜索機器利用促進補助金（GPS機器助成）



GPS機器の導入費用を補助します。

- 対象者** 市内在住で行方不明になる可能性のある65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人
- 申請者(家族)** 市内在住で、GPS機器を対象者の早期発見のために適切に使用・管理できる人

生活支援・安心支援サービス①

●ひとり暮らし高齢者等登録制度



登録された人の情報を市消防本部や民生委員、地域包括支援センターに提供し、地域の見守りを行います。

- 条件等** 同一敷地内、又は隣地に配偶者、子、同一生計の親族のいない人で、下記のいずれかに該当する世帯
 - ・65歳以上の単身世帯
 - ・65歳以上の高齢者世帯において、介護保険の「要介護4」以上の認定を受けている人がいる世帯
 - ・65歳以上で介護保険の認定を受けている人が、在宅重度心身障がい者もしくは、中学生以下の児童のみと同居している世帯
- 担当窓口** 豊田市役所 よりそい支援課 TEL 34-6791

●緊急通報システム設置事業



ひとり暮らしの高齢者や重度障がい者の自宅に緊急通報システムを設置します。

- 条件等** 次のいずれかに該当する人
 - ①ひとり暮らし高齢者等登録のある人で、介護保険の認定及び特定疾患（呼吸器系・循環器系等）のある人
 - ②ひとり暮らしで、身体障がい者手帳1級又は2級の人
- 自己負担金** 条件等①の人は世帯の所得状況により一部本人負担金があります。条件等②の人は無料
- 担当窓口** 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984

●福祉電話訪問事業



ひとり暮らしの高齢者に対して、週1回の電話訪問を行います。

条件等 介護保険の認定とひとり暮らし高齢者等登録のある人

曜日 月曜日から金曜日までのいずれかの曜日

時間 午前9時から午後4時の間

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984

●生活管理指導短期宿泊事業



日常生活を営むのに支障があると認められる高齢者等を、一時的に養護老人ホームに受け入れ、生活の支援や生活習慣の改善を行います。

条件等 利用は1回につき7日以内で1年間に2回まで ※介護保険の要介護認定者は利用できません。

自己負担金 1日につき1,720円 **担当窓口** 豊田市役所 よりそい支援課 TEL 34-6791

●「食」の自立支援事業（配食サービス）



調理や買い物等が困難で安否確認が必要な高齢者世帯等へ、栄養バランスのとれたお弁当の配達と安否確認を行います。

条件等 安否確認の必要があり、かつ、調理や買い物等が困難な65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等の人

自己負担金 300円から

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984



●成年後見制度利用支援事業



成年後見制度は、認知症高齢者など判断能力が不十分な人の介護サービスの契約手続きや財産の管理などを手伝える制度です。制度の利用手続きをしてくれる親族がないときに、親族に代わって手続きを行います。また、制度利用に必要な費用の支払いが困難な人に対して助成をします。

担当窓口 豊田市成年後見支援センター TEL 63-5566



●ささえあいネット ～高齢者見守りほっとライン～



地域の事業者等（会社や個人店など）が高齢者の見守り支援のために、協力機関として登録を行い、地域で支え合うネットワークを構築しています。

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984

生活支援・安心支援サービス②

●訪問理美容サービス事業



外出して理美容店を利用することが困難な高齢者や障がい者を対象に、訪問理美容サービスの出張費用を助成します。

条件等 次のいずれかの認定や交付を受けている在宅の人

- ①介護保険の要介護3～5
- ②身体障がい者手帳1・2級
- ③療育手帳A判定
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級

助成券は年間6枚まで（交付月により異なります）

自己負担金 散髪等にかかる費用

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984



●ひとり暮らし高齢者等 移動費助成事業



移動に関して家族の支援を受けることが困難な介護認定のあるひとり暮らし高齢者等を対象に、タクシーの乗車料金の一部を助成します。

条件等 介護保険の要介護又は要支援の認定者で、ひとり暮らし又は同居人等が

- 次のいずれかに該当する在宅の人
- ①介護保険の認定を受けている人
- ②障がい者タクシー料金助成の対象者
- ③普通自動車運転免許を持っていない人
- ④就労等の理由で普段不在にしている人

自己負担金 乗車料金の半額を自己負担

助成金額 上限16,000円/年 **担当窓口** 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984



●避難行動要支援者名簿制度



災害時等の避難の際に特に支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿を自治区や民生委員等に提供して、地域における見守りを行います。

対象者 在宅で生活し、次のいずれかに該当する人

- ①ひとり暮らし高齢者等登録者
- ②介護保険の要介護3～5の認定者
- ③在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④身体障がい者手帳の視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の人
- ⑤上記に準ずる人で登録を希望する人

※②、③、④の人については市から同意確認の手紙が届きます。
※⑤の人は市へ名簿登録依頼書の提出が必要です。

担当窓口 豊田市役所 よりそい支援課 TEL 34-6791

●シルバーカー購入費助成事業



足腰の衰えにより歩行に不安のある高齢者を対象に、歩行の補助として使うシルバーカー（歩行補助車）を購入する費用の一部を助成します。

条件等 65歳以上の人で、一人1回限り

助成金額 購入費の1/2（上限10,000円） **担当窓口** 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984



●ふれあい収集（ごみ出し支援）



指定した曜日の決められた時間までに、玄関前に設置したバケツ（市が貸与）の中にごみを入れておくと収集に伺います。

対象者 ひとり暮らしで自家用車等の交通用具が使用できず、独力でごみ等を出すことが困難であり、次のいずれかの要件に該当する人（世帯全員がいずれかの要件に該当する場合も対象）
 ①要介護認定 要支援2又は要介護1以上の認定者 ②身体障がい者手帳1～3級
 ③精神障がい者保健福祉手帳1・2級 ④療育手帳A・B判定

手続の流れ 申請書を清掃業務課へ提出。受付後、訪問調査を実施。審査会を経て収集開始
 ※訪問調査から収集開始まで概ね3週間程度要します。

担当窓口 豊田市役所 清掃業務課 TEL 71-3003 FAX 71-3000

●高齢者等補聴器購入費助成制度



コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や社会的孤立を防ぎ、高齢者等の社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

条件等 18歳以上の人で、医師により補聴器が必要と認められた人
 市の他の補聴器助成の対象者でない人

助成金額 購入費の1/2（上限額有り）
 本人と同世帯の配偶者が市民税非課税の人 / 上限3万円
 本人と同世帯の配偶者が市民税課税の人 / 上限1万5千円

担当窓口 豊田市役所 高齢福祉課 TEL 34-6984

生活支援・安心支援サービス③

担当窓口 介護保険課 TEL 34-6634

●低所得者利用者支援事業



介護保険の要介護又は要支援の認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち在宅サービスを利用する低所得者に対して、利用料の一部を助成します。令和8年 下線部の金額が82万6,500円 8月から に変わります。

対象サービス 在宅系サービスのすべて（住宅改修・福祉用具関係を除く）
 ※ショートステイも在宅系サービスに含まれます。

条件等 市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）の合計が80万9,000円以下の人（生活保護受給者除く）

助成金額 利用料の2割（上限月3,000円）



●家族リフレッシュ ショートステイ利用費助成事業



介護保険の要介護又は要支援の認定者のうち、支給限度額を超えてショートステイを利用する人に対して、利用料の一部を助成します。

条件等 ショートステイ（短期入所生活介護又は短期入所療養介護）を利用し、支給限度額を超えた人

助成金額 支給限度額を超えたショートステイ利用料の一部（上限年間5日）



●高齢者寝具貸与及び寝具クリーニング事業



ひとり暮らし高齢者などで衛生管理が困難な人を対象に、寝具の貸与・交換又は自己所有の寝具クリーニングに係る費用の一部を助成します。

条件等 在宅で介護を受ける要介護認定者（要介護1～要介護5）であり、次のどちらかに該当する人
 ①単身世帯である人
 ②同一世帯の人がすべて要介護認定者（要介護1～要介護5）もしくは障がい者手帳所持者

助成金額 1か月につき上限5,000円 ※1割の自己負担があります。

●すこやか住宅リフォーム助成事業



介護保険の要介護又は要支援の認定者のうち、在宅で介護を受けている人が居住する住宅の改修工事に要する費用の一部を助成します。（介護保険制度の住宅改修を優先）

条件等 介護保険自己負担割合が1割負担の人

住宅改修支給

助成金額 対象工事に要した費用（上限額200,000円）の9割180,000円まで

P19



●おむつ購入費の支給



在宅で介護を受ける高齢者等におむつの購入に係る費用の一部を助成します。

条件等 在宅で介護を受ける要介護認定者（要介護1～要介護5）のうちおむつが必要な人

助成金額 1か月につき上限3,000円 ※1割の自己負担があります。

※介護保険施設（特養、老健、介護医療院）入所中又は入院中の人はご利用になれません。

利用券を使って購入できるもの ●紙おむつ（パンツタイプ、平板タイプ、パッドタイプ〈自動排泄処理装置を含む〉）
 ●布おむつ ●失禁パンツ ●おむつカバー ※すべて大人用のみ対象

医療費助成

担当窓口 福祉医療課 TEL 34-6743

●福祉給付金制度



後期高齢者医療制度の被保険者で以下の要件を満たす人に保険診療分の自己負担額を助成します。（助成を受けるには申請手続きが必要です。）

介護要件 ※①～④すべてを満たす必要があります

①要介護3以上の認定者であること ②市町村民税が非課税世帯であること
 ③本人が税法上の被扶養者でないか、被扶養者で扶養者も市町村民税が非課税であること
 ④本人以外に生計維持者がいないか、生計維持者も市町村民税が非課税であること

ひとり暮らし要件 ※①～④すべてを満たす必要があります

①市町村民税が非課税世帯であること ②同一敷地又は隣地に親族がいないこと
 ③本人が税法上の被扶養者でないか、被扶養者で扶養者も市町村民税が非課税であること
 ④本人以外に生計維持者がいないか、生計維持者も市町村民税が非課税であること

各サービスには条件等がありますので、詳しくは各担当窓口までお気軽にお問い合わせください。

豊田市では、高齢者の皆様に、住み慣れた地域で安心して生活をしていただくためのサービスを実施しています。ぜひ、ご利用ください（ここに示したものは主なものです）。詳細につきましては、市役所担当窓口までお問い合わせください。